

日本馬術連盟審判員規程

(定義)

第1条 この規程は、当連盟の主催・公認競技会（以下、競技会という）において審判として従事する審判員資格の認定について定める。

(審判員の資格級、職掌および取得要件)

第2条 当連盟が認定する審判員の資格級は以下の4種とし、S級、1級および2級審判員については競技種目別資格、3級については全競技種目共通資格とする。なお、職掌および取得要件は別表1に示す。

- ① S級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ② 1級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ③ 2級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ④ 3級審判員（共通）

(審判員養成講習会および検定試験)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を、当連盟が認定する審判員養成講習会（以下、講習会という）と称す。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は講習会を受講し、検定試験を受験しなければならない。ただし、昇格希望者については、各本部が推薦し資格委員会が特に認められた者についてはこの限りではない。
- 3 講習および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を審判員として認定する。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

(登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

(新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は、概ね1ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟機関誌およびWEBサイトに公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

(資格の更新)

第8条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 複数種目の審判員資格を有する者は、種目ごとに講習会を修了し、更新申請を行わなければならない。

- 3 更新登録申請は、別に定める様式に修了証の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟 WEB サイト等に公表する。

(資格の昇格)

第9条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。なお、検定試験 以外で要件を満たした者については、それを証明する書類を各自入手のこと。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式に合格通知または前項に定める証明書類の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟機関誌および WEB サイトに公表する。
- 3 検定試験に合格して要件を満たした者について、合格通知送付後 3 ヶ月を経過 しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。

- ① 当連盟の会員でなくなったとき
- ② 第8条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
- ④ 定年

(資格の復活)

第11条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟 WEB サイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後 3 ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(定 年)

第12条 満 75 歳に達する暦年の 12 月 31 日をもって定年とする。なお、当該日以降の有効期間については消失するものとし、登録料は返金しない。

(講習会受講の免除)

第13条 以下の要件を満たす者については当該競技種目における更新講習会の受講を免除する。

- ① 講習会ディレクターリストにある者で資格の有効期間内に講師を務めた者
- ② 国際審判員資格を有する者

(名誉審判員)

第14条 満 65 歳以上で S 級および 1 級の審判員資格を有する者は、希望により名誉審判員になることができる。なお、名誉審判員として登録された者は、名誉審判員になる前に有していた資格を復活することはできない。

- 2 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 3 名誉審判員は会員である限り有効とする。

(オフィシャルバッジ)

第15条 当連盟が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、

オフィシャルバッジ（以下、バッジという）を交付する。

2 バッジの種類は下記の通りとし、新規および昇格登録時に交付する。

- ① S級及び1級審判員 角型紺色
- ② 2級審判員 角型赤色
- ③ 3級審判員 角型緑色
- ④ 名誉審判員 丸型金色

3 バッジは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用する。資格を有する者であっても審判員の職務に就かない場合は着用してはならない。ただし、名誉審判員についてはこの限りではない。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 16 日に制定し平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
これにより、平成 17 年 4 月 1 日より適用した日本馬術連盟審判員規程は廃止する。

別表 1 日本馬術連盟認定資格取得要件一覧

【共通】

級	取得要件	活動の範囲
3	18才以上の会員で、講習会を受講し、検定試験に合格した者	【障害】公認競技会カテゴリー★の審判員 全カテゴリーのスチュワード 【馬場】スチュワード、セクレタリー 【総合】スチュワード、フェンスジャッジ、セクレタリー 【エンデュランス】公認競技会の審判員、スチュワード

【障害】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が2大会以上かつ10競技以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、公認競技会カテゴリー★★の審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が3大会以上かつ15競技以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会カテゴリー★★★の審判員 公認競技会の審判長 (ただし、カテゴリー★★★★の審判長は、リストにある者に限る) 主催競技会の審判員
S	1級審判員資格取得後3年以上経過し、次のいずれかの要件を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ①FEI資格を有する者で、CSI-Wの審判員(長)ならびに★★以上の公認競技会の審判長を3年間に合わせて4大会以上経験した者 ②全日本または国体(障害)の審判員ならびに★★以上の公認競技会の審判長を、3年間に合わせて6大会以上経験した者	制限なし

※審判実績にはチーフスチュワードも含む

【馬場】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ・活動実績が15回以上 ・うち、第3課目以上の審判担当実績が5回以上	スチュワード、セクレタリー
1	2級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ・活動実績が15回以上 ・うち、第4課目以上の審判担当実績が5回以上	公認競技会の審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある者に限る) 主催競技会の審判員
S	1級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ・審判担当実績が15回以上 ・うち、グランプリ課目の審判担当実績が5回以上	制限なし (ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る)

※活動実績カウント方法：審判員、シャドウジャッジ及びセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

【総合】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認種目の活動実績がある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、 公認競技会の審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が5競技以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、 公認競技会の審判長 主催競技会の審判長および審判員
S	FEI 資格を取得した者	制限なし

※活動実績にはスチュワード、フェンスジャッジも含む

【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2大会以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	公認競技会の審判員 スチュワード
1	2級審判員資格取得後、公認競技会3大会以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、 公認競技会の審判長 主催競技会の審判員 チーフスチュワード
S	次のいずれかの要件を満たす者 ①FEI 資格を取得した者 ②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	制限なし

※審判実績にはスチュワードも含む

別表 2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新・復活
S 級審判員	17,000 円 (バッジ代を含む)	15,000 円
1 級審判員		
2 級審判員	11,000 円 (バッジ代を含む)	9,000 円
3 級審判員		
名誉審判員	30,000 円 (バッジ代を含む)	